

扶養理由申立書

続柄

氏名

私の被扶養者 _____ (_____ 歳) に係る状況について、
次のとおり事実と相違ないことを申し立てます。

なお、将来において被扶養者の要件を欠くに至った場合は、速やかに取消しの申告をすることを誓約します。

年 月 日

組合員等番号(6桁)

組合員氏名(署名)

該当項目に☑、記入してください。

1 認定を受けようとする者の扶養手当の支給状況

- ☐ 組合員が再任用70万円や会計年度任用職員等であるため、扶養手当は支給されていない。
☐ 被扶養者が22歳の年度末を経過しているため、扶養手当は支給されていない。
☐ 被扶養者が60歳以上で、収入が130万円以上であるため、扶養手当は支給されていない。
☐ その他 (_____)

2 認定を受けようとする者と組合員は ☐ 同居している ☐ 別居している(※1)
(※1) 別居している場合は、別居の理由と年間の送金額(予定も可)

(理由) _____

(送金額)

① 被扶養者の収入+② 組合員の送金 +③ 組合員以外の送金=④ 被扶養者の総収入

① _____ 円+② _____ 円+③ _____ 円=④ _____ 円

※ ②が④の3分の1以上必要です。送金しない場合は認定できません。

3 認定を受けようとする者が認定直前に加入していた健康保険は

- ☐ 国民健康保険(資格情報のお知らせ等の写しを添付) ☐ 公立学校共済組合神奈川支部
☐ 未加入 ☐ 他の健康保険(保険者名) _____

4 認定を受けようとする者に他の扶養協議者(別紙参照)は ☐ いる ☐ いない(※2)
(※2) 「子」の認定の場合、組合員の配偶者は(組合員が扶養・離別・死別)している。

「親」の認定の場合、親の配偶者は(組合員が扶養・離別・死別)している。

5 認定を受けようとする者のこれからの収入について(複数回答可)

- ☐ 無収入である ➡ ☐ 義務教育以下 ☐ 求職中 ☐ その他 (_____)
☐ 退職による認定の場合、雇用保険の失業給付受給 ☐ 予定がある ☐ ない(※3)
(※3) 雇用保険を受けない場合(理由) _____
☐ 勤労(パート・アルバイト等)による収入がある(月額約 _____ 円)
☐ 年金(公的年金、個人年金等)を受給している(年額 _____ 円)
☐ 障害年金を受給している(年額 _____ 円)
☐ 遺族年金を受給している(年額 _____ 円)
☐ 傷病手当金、育児休業手当金等を受給 ☐ する予定 ☐ している(日額 _____ 円)
☐ 資産、事業・株等の収入がある(収入の年額 _____ 円)
☐ その他 (_____)

6 認定を受けようとする者の今後の収入等の見通し等を記入してください。
今後収入の限度額を超える見込みがある場合は、その時期等を記入してください。

<提出先・問合せ先>

〒231-8309 横浜市中区日本大通5-1

公立学校共済組合神奈川支部 給付グループ

電話 (045)210-8179

扶養理由申立書

〔記入例〕

続柄 氏名
私の被扶養者 子 ・ 横浜 一郎 (23 歳) に係る状況について、
次のとおり事実と相違ないことを申し立てます。

なお、将来において被扶養者の要件を欠くに至った場合は、速やかに取消しの申告をすることを誓約します。

○年 ○月 ○日

組合員等番号(6桁) 9 8 7 6 5 4組合員氏名(署名) 横浜 太郎

該当項目に☑、記入してください。

- 認定を受けようとする者の扶養手当の支給状況
☐ 組合員が再任用ワルパや会計年度任用職員等であるため、扶養手当は支給されていない。
☒ 被扶養者が22歳の年度末を経過しているため、扶養手当は支給されていない。
☐ 被扶養者が60歳以上で、収入が130万円以上であるため、扶養手当は支給されていない。
☒ その他(障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者で収入が130万円以上であるため、扶養手当は支給されない。)
- 認定を受けようとする者と組合員は ☐ 同居している ☒ 別居している(※1)
(※1) 別居している場合は、別居の理由と年間の送金額(予定も可)
(理由) 遠方の大学の学生になったため
(送金額)
① 被扶養者の収入+② 組合員の送金 +③ 組合員以外の送金=④ 被扶養者の総収入
① 60,000 円+② 60,000 円+③ 50,000 円=④ 170,000 円
※ ②が④の3分の1以上必要です。送金しない場合は認定できません。
- 認定を受けようとする者が認定直前に加入していた健康保険は
☐ 国民健康保険(資格情報のお知らせ等の写しを添付) ☒ 公立学校共済組合神奈川支部
☐ 未加入 ☐ 他の健康保険(保険者名) _____
- 認定を受けようとする者に他の扶養協議者(別紙参照)は ☐ いる ☒ いない(※2)
(※2) 「子」の認定の場合、組合員の配偶者は(組合員が扶養・離別・死別)している。
「親」の認定の場合、親の配偶者は(組合員が扶養・離別・死別)している。
- 認定を受けようとする者のこれからの収入について(複数回答可)
☐ 無収入である ➡ ☐ 義務教育以下 ☐ 求職中 ☐ その他 ()
☐ 退職による認定の場合、雇用保険の失業給付受給 ☐ 予定がある ☐ ない(※3)
(※3) 雇用保険を受けない場合(理由) _____
☒ 勤労(パート・アルバイト等)による収入がある(月額約 60,000 円)
☐ 年金(公的年金、個人年金等)を受給している(年額 _____ 円)
☐ 障害年金を受給している(年額 _____ 円)
☐ 遺族年金を受給している(年額 _____ 円)
☐ 傷病手当金、育児休業手当金等を受給 ☐ する予定 ☐ している(日額 _____ 円)
☐ 資産、事業・株等の収入がある(収入の年額 _____ 円)
☐ その他 ()
- 認定を受けようとする者の今後の収入等の見通し等を記入してください。
今後収入の限度額を超える見込みがある場合は、その時期等を記入してください。

アルバイトの収入も少額のため、大学を卒業(令和〇年3月予定)まで扶養します。

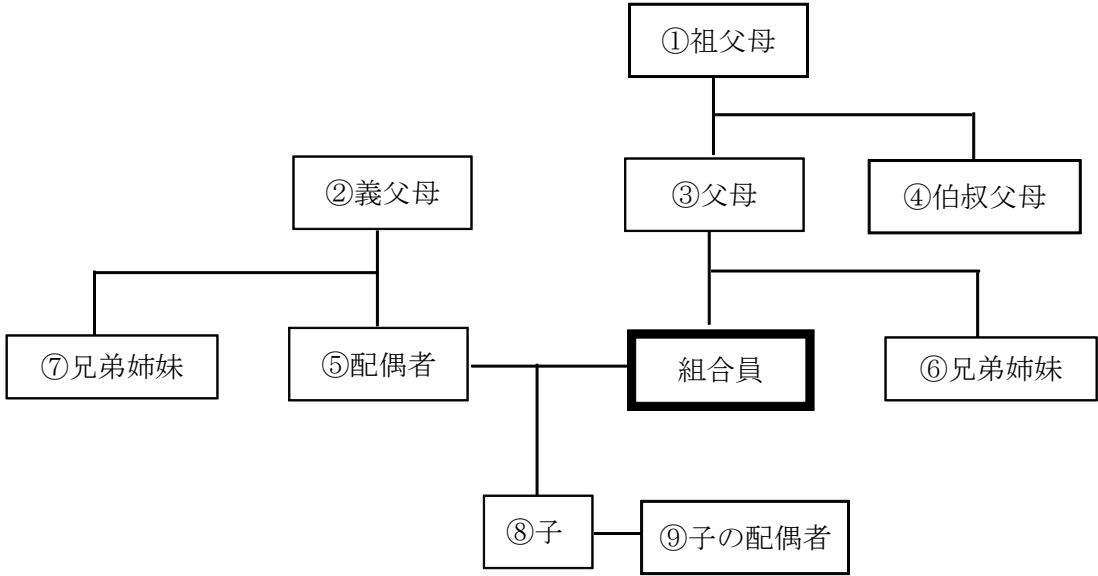
<提出先・問合せ先>

〒231-8309 横浜市中区日本大通5-1

公立学校共済組合神奈川支部 給付グループ

電話 (045)210-8179

【扶養義務者について】



①、③、⑤、⑥、⑧以外の被扶養者は、組合員と同居が認定要件です。

扶養義務者一覧

別紙の被扶養者	扶養義務者
⑧子	⑤、⑨
③父母	③の配偶者、⑥
⑥兄弟姉妹	③、⑥
①祖父母	①の配偶者、③、④、⑥
②義父母	②の配偶者、⑤、⑦
⑨子の配偶者	⑤、⑧
⑤配偶者	なし